

令和3年5月31日

障害福祉サービス事業所 各位

碧南市福祉こども部福祉課長

緊急事態宣言発令による新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉サービスの対応について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、令和3年5月に発出された愛知県の緊急事態宣言が令和3年6月20日まで継続されることに伴い、本市の取扱いについては下記のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスの提供について

令和3年5月11日付けの通知において、障害福祉サービスにおける代替的なサービスの提供を令和3年5月12日から令和3年5月31日まで適用可能としていましたが、引き続き令和3年6月20日まで適用できるものといたします。

なお、感染状況により緊急事態宣言が早期に解除された場合であっても、本取り扱いの終期は変更いたしません。

また、代替的なサービスとして在宅におけるサービス提供を行う場合は、提供状況の確認のため利用自粛時事業所支援理由書を作成し、速やかに下記担当までご提出ください。利用自粛時事業所支援報告書については、作成のうえ事業所にて保管をお願いいたします。なお、項目を満たす内容であれば任意様式での作成も可能とします。

2 その他

本市で支給決定をしている利用者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、速やかに下記担当までご一報ください。また、国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

【担当：問合せ先】 碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係

電 話 0566-95-9884（直通）

FAX 0566-48-2940

Eメール fukusika@city.hekinan.lg.jp